

【重要土地等調査法にかかるオンライン説明会での京丹後市発言】

1 京丹後市側（中山市長）質疑概要

○我々のところには自衛隊の施設とともに米軍のサイトがあります。10年前の受け入れにあたって住民生活の安全・安心を確保する、これを大前提にということで、防衛省とともに必要なやり取り、確認をしながら、行政の取組みを行っています。その上で、本法の適用にあたり初めての法律なので住民に皆さんの中にご不安、ご関心があります。いくつか基本的なことも含めて、お聞かせいただきたい。

①まず一つは、特別注視区域に指定された場合に住民の皆さんにどんな権利制限や義務の負荷がかかるのか。一定のケース、200平米以上の土地売買でも相続の場合は除くというのが当初あったがどうなのか（確認）。自治体に対しては、必要があれば住民基本台帳等ということだが、この「等」には具体的にどんなものが想定されるのか。

更にその上で、一定の機能阻害等の懸念につながるようなことがあるような場合には土地の所有者利用者等に対して報告の徴収があることにつき、具体的にどのような場合にあるのか。たとえば基本方針にあるように第三者の使用が制限されるといったような場合なのか（確認）。

②また、この法律の運用を適正に行われる上で、運用状況に関し届け出というのは住民の側に委ねるわけだが、この確認というか、もっと違う言葉でいうと「監視」や「監視的な行為」があるのか。一部の住民の皆さまのお声として（懸念が）あるのでその辺を確認します。

③それから、利用者等関係情報の提供のところで、住民基本台帳に関し、氏名、住所、本籍、生年月日、連絡先、性別以外は聞きませんとして、例としては宗教の信条などは聞くことはないとお話があったが、例えば政治的な信条についても同様でいいか（確認）。

2 京丹後市側（中山市長）要請概要

○ご回答ありがとうございます。特に監視についても日常的にそういう監視があることはないと言明も下さったと受け止めます。今後の運用で監視なども含めて必要以上に住民の皆さん不安がおられるような運用はないとは思いますが、決して（必要以上のことは）なされないようご徹底をお願いしたい。また、仮にですが過度の運用があつて住民の皆さんに懸念・不安が出てくるようなことがあれば自治体としては住民に寄り添って対応して意見をさせていただくような場合がありますので、その際にはご尊重くださいますようお願いいたします。

このように申し上げるのは、安保の上で非常に重要な法制だと考えており、その上で当地には米軍があり、安全・安心に留意しその徹底を図っています。（法の）円滑な運用を私としても望んでおり、その徹底を図る、そのためにも住民の皆さんの不安への適切な配慮を是非お願いしたいと思っています。

くれぐれも以上の点、強くご要請させていただいて、しっかり適切に運用いただけるよう行政としても協力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

（文責：京丹後市。当日のやり取りを踏まえ、概要を作成。）